



見やすい！

地方税

ミニガイド 2025

● 実務家向け ●



東京都主税局 監修
公益財団法人 東京税務協会

地方税三ニガイド 2025

—携帯に便利な税の手引書—
実務家向け

東京都主税局 監修
公益財団法人 東京税務協会

凡 例

本書で使用している法令の略称等は次のとおり

1 法令の略称

略称のないものは、地方税法を指す。ただし、連続した条文の場合は、直前の略称による。

附則	地方税法附則
○改附則	○年地方税法等の一部を改正する法律附則
令	地方税法施行令
令附則	地方税法施行令附則
規	地方税法施行規則
規附則	地方税法施行規則附則
取扱通知	地方税法の施行に関する取扱いについて
所	所得税法
所令	所得税法施行令
所規	所得税法施行規則
法	法人税法
暫定措置法	地方法人特別税等に関する暫定措置法
相	相続税法
相附則	相続税法附則
消	消費税法
消令	消費税法施行令
たばこ特別税法	一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律
印	印紙税法
登	登録免許税法
登附則	登録免許税法附則
措	租税特別措置法
措令	租税特別措置法施行令
○所等改法附則	○年所得税法等の一部を改正する法律附則
都条例	東京都都税条例
都条例附則	東京都都税条例附則
都条例規	東京都都税条例施行規則
宿泊税条例	東京都宿泊税条例

2 略符号

条番号…………… 1 条、2 条 項番号…………①、② 号番号……………一、二
 (例) 地方税法第5条第2項第1号 ……………5条②一

3 その他

 内……………東京都又は特別区の区域内（23区内）における制度や取扱い

目次

●税金の種類（国税・地方税）	1
●法定外税	2
●令和7年度地方税収入見込額	3
●地方歳入の構成比	4
●東京都の歳入の構成比	4
●令和7年度都税収入見込額	4
●地方歳出の性質別内訳	5
●東京都の歳出の性質別内訳	5
●地方税一口知識	6
●地方税の税率の種類・徴収方法（税目別一覧）	8
●地方税の課税標準額・税額等の端数計算	9
●令和7年度 地方税の税制改正のあらまし	10
●令和7年度 国税の税制改正のあらまし	11

道府県税

◆道府県民税（個人）	12
◆道府県民税（法人）	26
◆道府県民税（利子割）	32
◆道府県民税（配当割）	32
◆道府県民税（株式等譲渡所得割）	32
◆事業税（個人）	36
◆事業税（法人）	38
◆特別法人事業税（国税）	46
◆地方法人特別税（国税）	46
◆地方消費税	46
◆不動産取得税	48
◆軽油引取税	52
◆自動車税（環境性能割）	54
◆軽自動車税（環境性能割）（市町村税）	60
◆自動車税（種別割）	62
◆道府県たばこ税	68
◆ゴルフ場利用税	68
◆鉱区税	68
◆狩猟税	70
◆宿泊税（法定外目的税）＜東京都＞	70

市町村税

◆市町村民税（個人）	72
◆市町村民税（法人）	78
◆固定資産税	82
◆都市計画税	88
◆特別土地保有税	90
◆事業所税	92
◆軽自動車税（環境性能割）	94
◆軽自動車税（種別割）	98
◆市町村たばこ税	102
◆鉱産税	102
◆入湯税	102
◆国民健康保険税	102

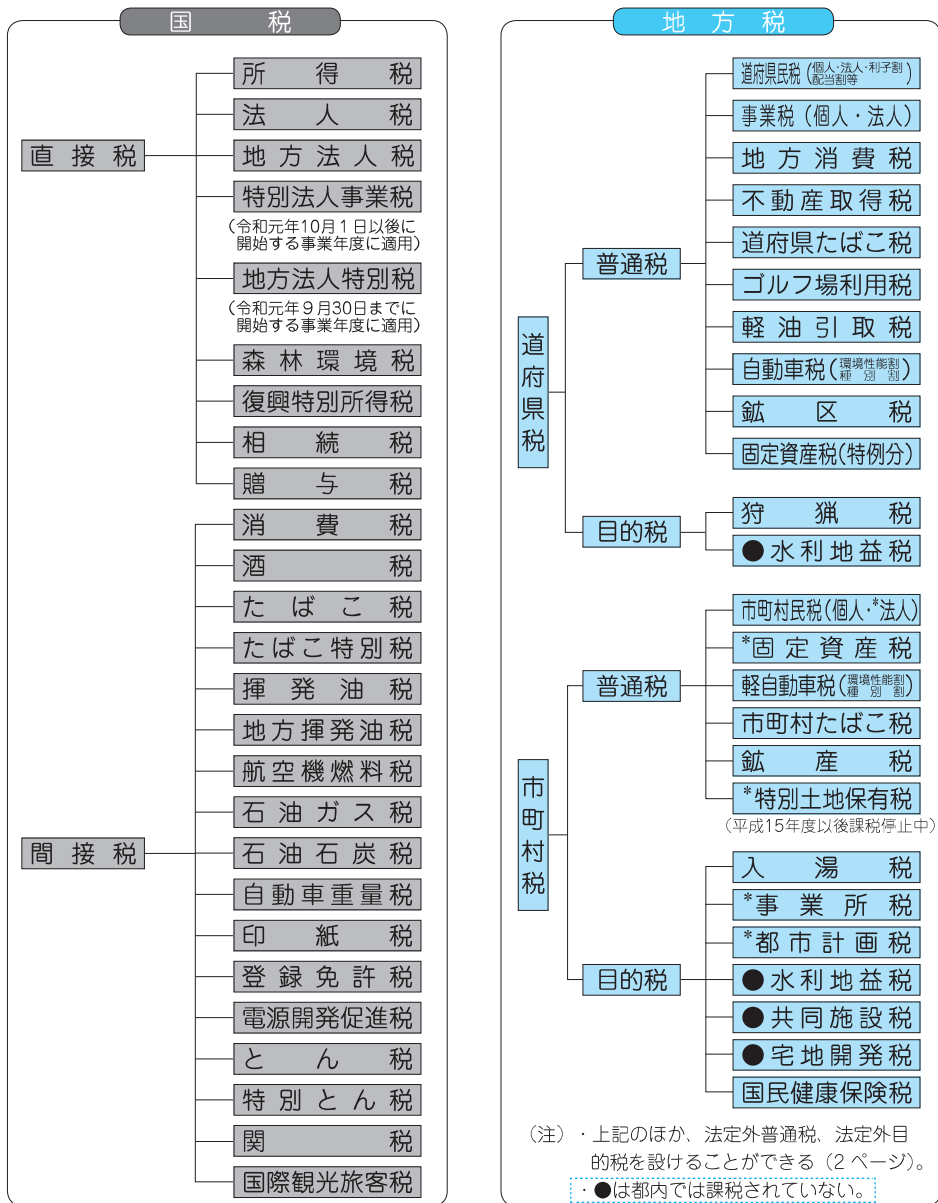
国 税

◆所得税	106
◆法人税	122
◆地方法人税	124
◆特別法人事業税	124
◆地方法人特別税	124
◆相続税	126
◆贈与税	130
◆消費税	134
◆たばこ税	136
◆たばこ特別税	136
◆自動車重量税	136
◆印紙税	138
◆登録免許税	140
◆国際観光旅客税	142
◆森林環境税	142

そ の 他

●減免について	144
●相続に関する規定（民法）	146
●個人住民税・固定資産税・都市計画税・軽自動車税（種別割）の納期等一覧（都内）	148
●官公庁のあんない（都内）	150
●自治体職員のための実務教材	157
●税制の推移	169

● 税金の種類



◎都の特例 (734条～739条)

都及び特別区については、一般の道府県及び市町村とその性格を異にするため、地方税法上「都の特例」が設けられていて、特別区の存する区域では、都は道府県税のほか市町村税の一部 (上の地方税の図中、*を付した税目) を都税として課税している。

法定外税

1 法定外税とは

地方団体は課税自主権に基づいて、地方税法に列挙されている税目のほかに独自に税目を起こして課税することができる。

法定外税には、法定外普通税（4条③、5条③）及び法定外目的税（4条⑥、5条⑦）。「地方分権一括法」による改正で平成12年度から創設）の2種類がある。

2 法定外税の新設等の手続

法定外税を新設し、又は変更しようとする場合は、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない（259条、669条、731条）。具体的には、議会で条例の議決を経て、協議の申出書を提出することとなる。ただし、税率引下げ、課税期間の短縮、廃止等税負担を軽減する変更の場合は、協議・同意手続は不要。また、特定の納税義務者に対する課税標準が全課税標準の10分の1を超える場合は、条例制定前に議会でその納税義務者から意見を聴かなければならない。

総務大臣は、地方団体から法定外税の新設・変更に係る協議の申出を受けた場合には、次の3つの事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない（261条、671条、733条）。

（1）国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。

（2）地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。

（3）上記（1）（2）を除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

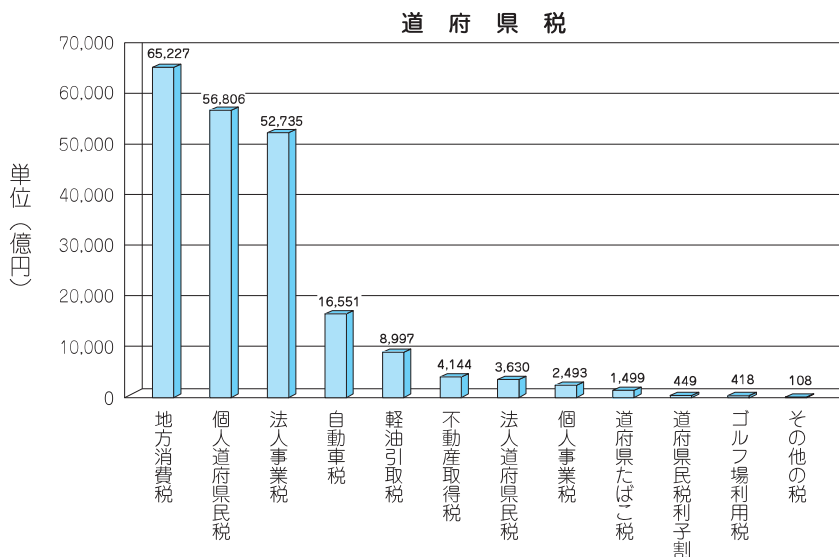
なお、総務大臣は、同意について地方財政審議会の意見を聴かなければならない（260条の2、670条の2、732条の2）。

3 法定外税の実施状況（令和7年4月1日現在）

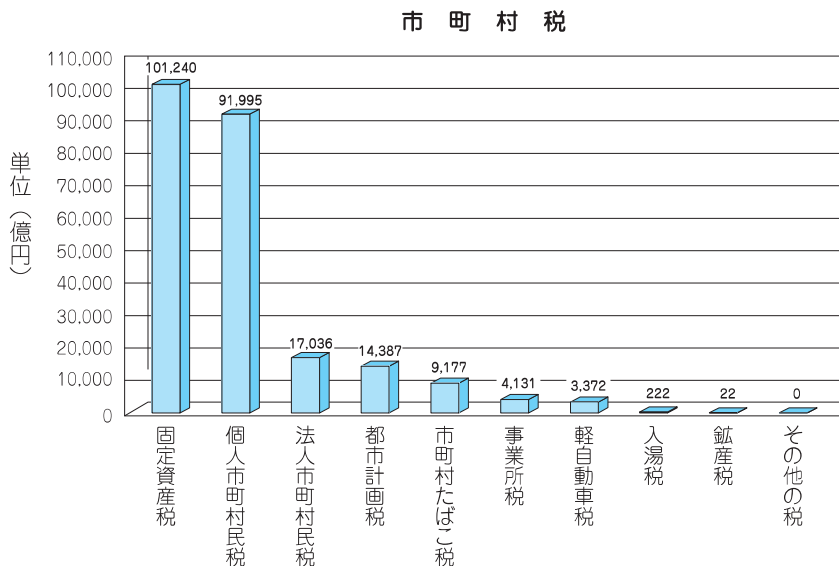
区 分		団体数	実 施 団 体
法定外普通税	道府県	核燃料税	10 福井、愛媛、佐賀、島根、静岡、鹿児島、宮城、新潟、北海道、石川
		核燃料物質等取扱税	1 青森
		核燃料等取扱税	1 茨城
		石油価格調整税	1 沖縄
		再生可能エネルギー地域共生促進税	1 宮城
	市町村	計	14
		別荘等所有税	1 静岡県熱海市
		歴史と文化の環境税	1 福岡県大宰府市
		使用済核燃料税	3 鹿児島県薩摩川内市、愛媛県伊方町、新潟県柏崎市
		狭小住戸集合住宅税	1 東京都豊島区
		空港連絡橋利用税	1 大阪府泉佐野市
		宮島訪問税	1 広島県廿日市市
		使用済燃料税	1 青森県むつ市
		計	9
	小 計		23
法定外目的税	道府県	産業廃棄物税	21 三重、青森、秋田、岩手、新潟、滋賀、奈良、山口、京都、宮城、福岡、佐賀、長崎、大分、鹿児島、宮崎、熊本、福島、愛知、沖縄、山形
		産業廃棄物処分場税	1 鳥取
		産業廃棄物埋立税	1 広島
		産業廃棄物処理税	1 岡山
		産業廃棄物減量税	1 島根
		資源循環促進税	1 愛媛
		循環資源利用促進税	1 北海道
		宿泊税	3 東京、大阪、福岡
		乗鞍環境保全税	1 岐阜
		計	31
	市町村	使用済核燃料税	1 佐賀県玄海町
		遊漁税	1 山梨県富士河口湖町
		環境未来税	1 福岡県北九州市
		環境協力税	3 沖縄県伊是名村、沖縄県伊平屋村、沖縄県渡嘉敷村
		開発事業等緑化負担税	1 大阪府箕面市
		美ら島税	1 沖縄県座間味村
		宿泊税	9 京都府京都市、石川県金沢市、北海道倶知安町、福岡県福岡市、福岡県北九州市、長崎県長崎市、北海道二セコ町、愛知県常滑市、静岡県熱海市
		計	17
	小 計		48
	合 計		71

● 令和7年度地方税収入見込額

令和7年度地方財政計画による地方税収入見込額（通常収支分）は、道府県税21兆3,018億円（対前年度比6.9%増）、市町村税24兆1,475億円（対前年度比5.9%増）合わせて45兆4,493億円（対前年度比6.4%増）である。（令和7年度地方財政計画は、「通常収支分」と「東日本大震災分」がある。）



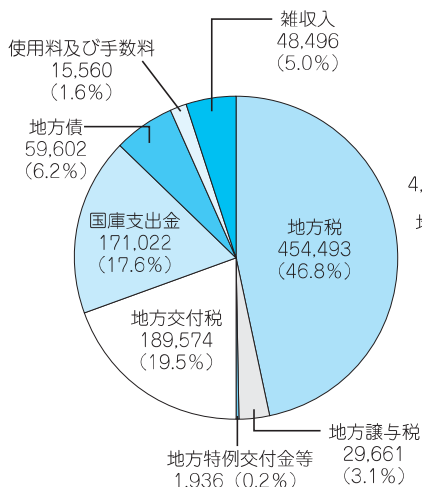
（注）上記税目別には、「東日本大震災による減免等」△39億円を含まないため、道府県税合計額とは一致しない。



（注）上記税目別には、「東日本大震災による減免等」△107億円を含まないため、市町村税合計額とは一致しない。

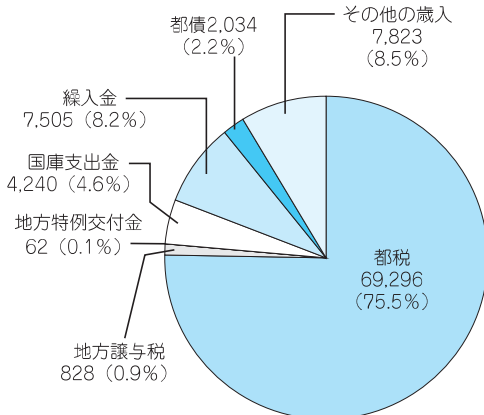
● 地方歳入の構成比

令和7年度地方財政計画（通常収支分）による歳入
97兆344億円の内訳（単位：億円）



● 東京都の歳入の構成比

令和7年度東京都一般会計歳入予算
9兆1,788億円の内訳（単位：億円）

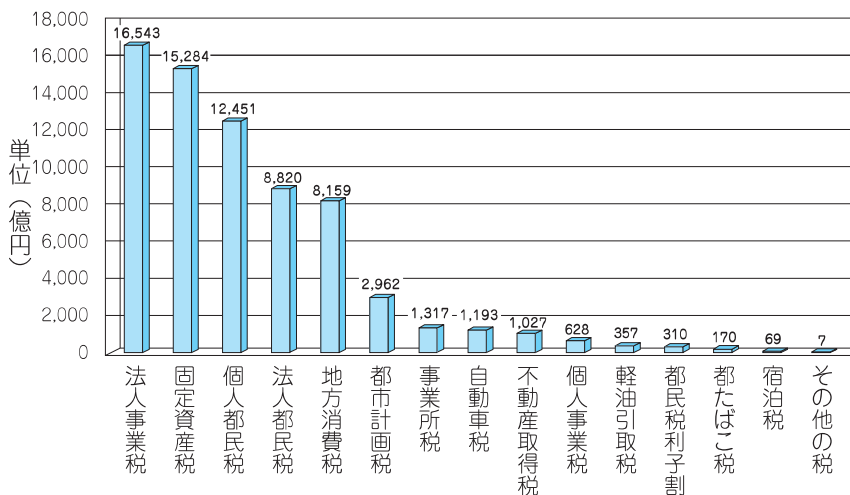


（注1）上記地方歳入の円グラフは、復旧・復興事業一般財源充当分△33億円及び全国防災事業一般財源充当分△217億円を含まないため、地方財政計画の歳入合計額とは一致しない。

（注2）各計数については、表示単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳が一致しない場合がある。

● 令和7年度都税収入見込額

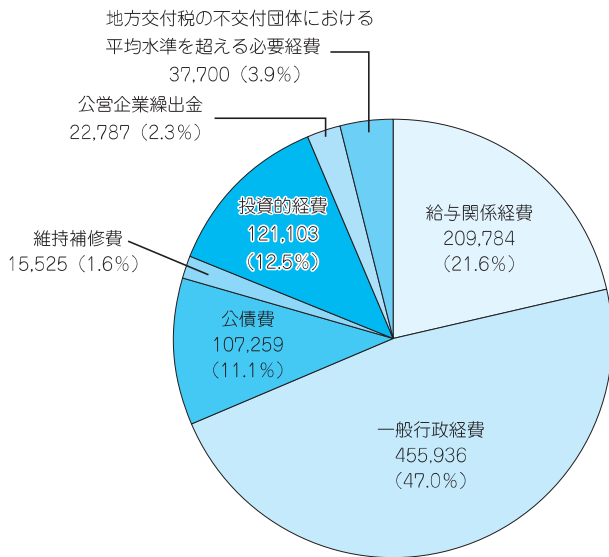
令和7年度東京都一般会計予算による都税収入見込額は、6兆9,296億円である。



（注）各計数については、表示単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳が一致しない場合がある。

● 地方歳出の性質別内訳

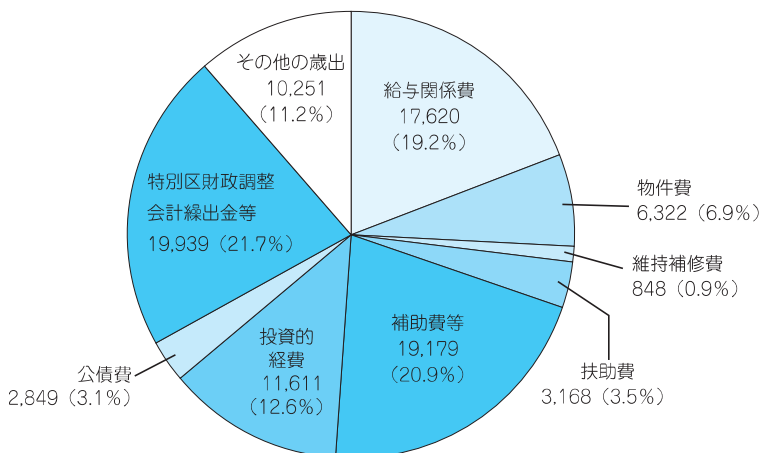
令和7年度地方財政計画（通常収支分）による歳出97兆94億円の内訳（単位：億円）



（注）各計数については、表示単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳が一致しない場合がある。

● 東京都の歳出の性質別内訳

令和7年度東京都一般会計歳出予算9兆1,788億円の内訳（単位：億円）



（注）各計数については、表示単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳が一致しない場合がある。

● 地方税一口知識

租税原則（地方税の特別原則）

租税原則には、アダム・スミスの4原則、アドルフ・ワグナーの9原則などがあるが、地方税には、その性格から次のような独自の原則がある。

- (1) 収入普遍の原則 地方団体に普遍的に存在する税源が望ましい。
- (2) 安定性と伸長性の原則 景気変動に対し税収の変動が少なく、安定した性格の税が望ましい。
また、社会・経済の発展に応じ増加する行政経費に対応する伸長性のある税が望ましい。
- (3) 負担分担の原則 住民が広くその共通費用の負担を分かち合う税が望ましい。
- (4) 応益課税の原則 住民は受益に応じた租税を負担すべきである。
- (5) 税制自主権の原則 地方団体が自主権を持ちうる税制でなければならない。

税率の種類（1条等）（8ページ参照）

- (1) 標準税率…地方団体が課税する場合に通常よるべき税率。財政上その他の必要がある場合には、これと異なる税率を定めることができる。普通税の税率が標準税率未満の地方団体は、建設地方債を発行する場合、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。
- (2) 制限税率…地方団体が税率を定める場合にそれを超えることができない税率
- (3) 一定税率…地方団体がそれ以外の税率を定めることができない税率
- (4) 任意税率…地方団体が独自に定めることができる税率

徴収方法の種類（1条）（8ページ参照）

- (1) 普通徴収…納税通知書を納税者に交付し、それによって納税する方法
- (2) 申告納付…納税者が課税標準額、税額を申告し、申告した税金を納付する方法
- (3) 特別徴収…徴収について便宜を有する者（特別徴収義務者）が税金を徴収し、その者が納入（申告納入）する方法
- (4) 証紙徴収…納税通知書を交付せずに、地方団体発行の証紙をもって納税する方法

課税免除（6条）

その地域における特殊の事情を考慮して、公益上その他の事由により課税を不適当とする場合、条例により一定の範囲のものに課税しない。

不均一課税（6条、7条）

公益等の必要性や一部に特に受益がある場合に一定の範囲に限って、条例により一般の税率と異なる税率で課税するなど不均一に課税する方法

納税義務の承継（9条～9条の4）

相続の場合は、被相続人分について相続人が、法人の合併の場合は、被合併法人分について合併後に存続又は設立された法人が、また信託に係る場合は、新たな受託者等がそれぞれ納税義務を承継する。

連帯納税義務（10条、10条の2）

共有物、共同使用物、共同事業、共同行為等に対する税金等は、納税者等が連帯して納税の義務を負う。連帯納税義務については、民法の「連帯債務」の規定を準用する。

第二次納税義務（11条～11条の9、12条の2）

本来の納税者、特別徴収義務者の徴収金につき、その者の財産を滞納処分しても、なおその徴収すべき額に不足すると認められる場合に限り、その者と特定の関係にある者は納税の義務を負う。

徴収金のうちの優先順位（14条の5）

地方税（本税）は延滞金、各種加算金に先立って徴収する。

徴収猶予（15条、16条）

納税者又は特別徴収義務者等が、次の理由により、一時に納税が困難な場合は、申請に基づき1年の範囲内（やむを得ない理由と認められるときは2年の範囲内）で徴収猶予できる。ただし原則として担保が必要。

- (1) 震災、風水害、火災等の災害を受けたり盗難にあったとき。
- (2) 本人又は生計を一にする親族が病気や負傷したとき。
- (3) 事業を休・廃止したとき。
- (4) 事業に著しい損失を受けたとき。
- (5) (1)～(4)に類する事実があったとき。

過誤納金の還付（17条～17条の4）

過誤納金がある場合は還付する。ただし、他に納付・納入すべき徴収金があるときは、それに充当する。還付・充当に当たっては一定の割合の還付加算金がつく。

更正・決定等の期間制限（17条の5）

- (1) 更正・決定（加算金を含む。）については、法定納期限の翌日から5年まで。
- (2) 賦課決定については3年まで。ただし、課税標準、税額を減額する賦課決定については5年まで。
- (3) 不動産取得税、固定資産税、都市計画税の賦課決定については(2)にかかわらず5年まで。
- (4) 偽りその他不正の行為による更正・決定・賦課決定（加算金を含む。）は7年まで。

消滅時効（18条、18条の3）

地方団体の徴収金の徴収権は、法定納期限の翌日から起算して5年間行使しないと、時効により消滅する。地方団体に対する還付金等の請求権も、5年を経過したときは時効により消滅する。

更正の請求（20条の9の3）

申告納付（納入）に係る地方税の申告書を提出した場合、当該申告書に記載した課税標準等あるいは税額等の計算が法令の規定に従っていなかったり、計算に誤りがあったりしたことにより、その税額が過大であるとき、欠損金額等や還付金の額が過少あるいは記載がなかったとき、それらを更正すべき旨の請求をすることができる。

更正の請求は、法定納期限から5年以内等に限り、地方団体の長に対して更正請求書を提出することにより行うことができる。

既に確定した税額を納税者の意図により修正するという点で修正申告と類似しているが、修正申告は税額を増加する場合であるのに対して、更正の請求は、税額を減少する場合に認められる。また、修正申告と異なり税額を確定する効力はなく、地方団体の長がそれに基づいて更正をした場合にはじめて税額が確定する。

納税証明書（20条の10）

地方団体の徴収金と競合する債権に係る担保権設定、競争入札等の参加申請、金融公庫等の融資申請などのために官公庁等に提出する目的のある場合に、納付（入）額等について証明書を交付する。

証明事項は請求者本人に係る事項で政令に定められている。第三者が交付申請する場合には、本人の委任状又は代理人選任届が必要。また、申請の際には条例に定める手数料を納付する。

守秘義務（22条）

地方税に関する調査（不服申立ての審理のための調査及び地方税の犯則事件の調査を含む。）若しくは租税条約等の実施に伴う情報の提供のための調査に関する事務又は地方税の徴収に関する事務に従事する者又は従事していた者は、私人の秘密を知り得る立場にあり、これを第三者に漏らした場合には秘密漏えいに関する罪となる。

ここでの秘密とは、一般に知られていない事実であって、他人に知られないことについて相当の利益を持っていると客観的に認められている事実を指している。

この規定の適用を受ける職員は、賦課徴収事務に従事する全ての職員が含まれ、また退職後もその適用を受ける。

違反者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる。

延滞金及び還付加算金の割合の特例措置

（附則3条の2）

延滞金及び還付加算金の割合については、市中金利の実勢を踏まえ、当分の間、特例が定められている。

（1） 本則

ア 延滞金：未納税額に納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて年14.6%（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3%）の割合を乗じて計算する（369条等）。

イ 還付加算金：過誤納金に期間に応じて年7.3%の割合を乗じて計算する（17条の4）。

（2） 令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金等（特例）

ア イ及びウを除く延滞金：各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合*に年1%の割合を加算した割合）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合の延滞金は、延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合の延滞金は、延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）

イ 法人住民税及び法人事業税の納期限の延長の適用を受けた場合の延滞金：各年の平均貸付割合*に年0.5%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、平均貸付割合に年0.5%の割合を加算した割合

ウ 徴収の猶予等を受けた場合の延滞金：猶予特例基準割合（各年の平均貸付割合*に年0.5%の割合を加算した割合）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、猶予特例基準割合

エ 還付加算金：還付加算金特例基準割合（各年の平均貸付割合*に年0.5%の割合を加算した割合）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、還付加算金特例基準割合

*平均貸付割合（財務大臣が告示）：各年の前々年9月から前年8月までの各月における国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して計算した割合（令和7年の平均貸付割合は年0.4%）

● 地方税の税率の種類・徴収方法（税目別一覧）

税目		税率種類				徴収方法				税目		税率種類				徴収方法			
		標準税率	制限税率	一定税率	任意税率	普通徴収	申告徴収	特別徴収	証紙徴収			標準税率	制限税率	一定税率	任意税率	普通徴収	申告徴収	特別徴収	証紙徴収
道府県 普通 通 税	個人道府県民税 (所得割・均等割)	○		* ¹		○		○		市 町 村 税 目 的 税	個人市町村民税 (所得割・均等割)	○		* ¹		○		○	
	個人道府県民税 (利子割・配当割・株式等譲渡所得割)			○				○			法人市町村民税 (均等割)	○	○				○		
	法人道府県民税 (均等割)	○					○				法人市町村民税 (法人税割)	○	○				○		
	法人道府県民税 (法人税割)	○	○				○				固定資産税	○				○			
	個人事業税	○	○			○					軽自動車税 (環境性能割)			○			○	* ²	
	法人事業税	○	○				○				軽自動車税 (種別割)	○	○				○	* ³	
	地方消費税			○			○				市町村たばこ税			○		○	○		
	不動産取得税	○				○					鉱産税	○	○				○		
	道府県たばこ税			○		○	○				特別土地保有税 (平成15年度以後の新規課税は停止)			○			○		
	ゴルフ場利用税	○	○					○			入湯税	○						○	
	軽油引取税			○		○	○	○			事業所税			○			○		
	自動車税 (環境性能割)			○			○		* ²		都市計画税		○		○	○			
	自動車税 (種別割)	○	○			○			* ²		水利地益税				○	○	○		
	鉱区税			○		○					共同施設税				○	○	○		
	固定資産税 (大規模償却資産の特例分)	○				○					宅地開発税				○	○	○		
	目的 税	狩猟税			○		○		○			国民健康保険税				○	○	○	
		水利地益税				○	○		○	法外 定税	法定外普通税					○	○	○	○
									法定外目的税						○	○	○	○	

* 分離課税に係る所得割

* 現金納付又は証紙貼付（証紙代金収納計器による納付を含む。）

* 現金納付又は証紙貼付

*¹ 分離課税に係る所得割

*² 現金納付又は証紙貼付（証紙代金収納計器による納付を含む。）

*³ 現金納付又は証紙貼付

● 地方税の課税標準額・税額等の端数計算（20条の4の2）

区 分	端数切捨額	全額切捨額	例 外
①課税標準額	1,000円未満	1,000円未満	次の税目には適用がなく、端数計算は行わない。 道府県民税利子割、道府県民税配当割、道府県民税株式等譲渡所得割、法定外普通税・法定外目的税で条例で指定するもの（令6条の17①）
②延滞金・加算金の計算の基礎となる税額（還付加算金の計算の基礎となる過誤納還付金の額も準用）	1,000円未満	2,000円未満	
③税額（確定金額）	100円未満	100円未満	次の税目は、1円まで算出する。（1円未満の端数又は全額が1円未満の場合は切り捨てる。） 道府県民税利子割、道府県民税配当割、道府県民税株式等譲渡所得割、道府県たばこ税、ゴルフ場利用税、市町村たばこ税、軽油引取税、入湯税、法定外普通税・法定外目的税で条例で指定するもの（令6条の17②）
④滞納処分費	100円未満	100円未満	
⑤延滞金・加算金・還付加算金の確定金額	100円未満	1,000円未満	
⑥ 税額（確定金額）を2以上の納期限に分けて分割納付・納入することとされている場合で、納期限ごとの分割金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を、全て最初の納期限に係る分割金額に合算する。 ただし、地方団体が当該地方団体の条例でこれと異なる定めをしたときは、当該条例の定めによる。			

（注1）この表の②、③（全額切捨額に限る。）、⑤及び⑥の適用については、併せて徴収することとなっている税目（個人の道府県民税と個人の市町村民税、固定資産税と都市計画税）は、1つの税目とみなす。この場合において、特別徴収の方法によって徴収する個人の道府県民税と個人の市町村民税の⑥の適用については、1,000円を100円と読み替える。

（注2）特別徴収の方法によって徴収する国民健康保険税の⑥の適用については、1,000円を100円と読み替える。

● 令和7年度 地方税の税制改正のあらまし

1 個人住民税

- (1) 給与所得控除の最低保障額を、現行の55万円から65万円に引き上げる。
 - (2) 控除対象となる大学生年代（19歳以上23歳未満）の子等の所得要件を拡大し、当該子等の所得が一定の額を超えた場合でも親等が受けられる控除額が段階的に遡減する特定親族特別控除を創設する。
- ※いずれも令和8年度分から適用

2 法人住民税・法人事業税

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の適用期限を、3年（令和9年度末まで）延長する。

3 固定資産税

中小企業の生産性向上や賃上げに資する一定の機械・装置等に係る課税標準の特例措置について、賃上げを後押しするよう見直しを行った上で、適用期限を2年（令和8年度末まで）延長する。

4 自動車税（環境性能割）

- (1) ノンステップバス及びリフト付きバス並びにユニバーサルデザインタクシーに係る課税標準の特例措置について、適用期限を2年（令和8年度末まで）延長する。
- (2) 歩行者検知機能付き衝突被害軽減ブレーキを搭載したトラック・バス等に係る課税標準の特例措置について、適用期限を2年（令和8年度末まで）延長する。

5 軽自動車税（種別割）

「新基準原付」（二輪の原動機付自転車のうち、総排気量が125cc以下かつ最高出力が4.0kW以下のもの）に係る税率を2,000円とする。

6 納税環境整備

固定資産税、都市計画税、自動車税種別割及び軽自動車税種別割の納税通知書等について、納税者の求めに応じて、地方税ポータルシステム（eLTAX）を経由して電子的に副本を送付することを可能とする。※法人に対しては令和9年度以後、個人に対しては令和10年度以後に送達するものから適用

● 令和7年度 国税の税制改正のあらまし

1 所得税

- (1) いわゆる「103万円の壁」の見直しとして、基礎控除額（現行48万円）を以下のとおり引き上げる。

合計所得金額	基礎控除額	適用
132万円以下	95万円	令和7年分から
132万円超～336万円以下	88万円	令和7年分及び令和8年分
336万円超～489万円以下	68万円	令和7年分及び令和8年分
489万円超～655万円以下	63万円	令和7年分及び令和8年分
655万円超2,350万円以下	58万円	令和7年分から

- (2) 給与所得控除の最低保障額を、現行の55万円から65万円に引き上げる。
- (3) 控除対象となる大学生年代（19歳以上23歳未満）の子等の所得要件を拡大し、当該子等の所得が一定の額を超えた場合でも親等が受けられる控除額が段階的に遡減する特定親族特別控除を創設する。
※いずれも令和7年分から適用
- (4) 子育て世帯における住宅ローン控除に係る借入限度額について、認定住宅は5,000万円（子育て世帯以外は4,500万円）、ZEH水準省エネ住宅は4,500万円（同3,500万円）、省エネ基準適合住宅は4,000万円（同3,000万円）に上乗せする。また、一定の条件を満たす場合、床面積要件を緩和する。
※令和6年度税制改正において令和6年限りとして実施された措置を、1年（令和7年末まで）延長

2 法人税

中小企業者等の年800万円以下の所得金額に適用される軽減税率（現行15%）について、次の見直しを行った上で適用期限を2年（令和9年3月31日までに開始する事業年度まで）延長する。

- ・ 所得金額が10億円を超える事業年度は、税率を17%に引き上げる。
- ・ 通算法人を適用対象外とする。

3 贈与税

- (1) 事業承継税制（非上場株式等に係る贈与税の納税猶予の特例／個人の事業用資産に係る贈与税の納税猶予）における役員就任要件／事業従事要件を緩和する。※令和7年1月1日以後適用
【改正前】贈与の日まで引き続き3年以上役員等であること／事業等に従事していたこと
【改正後】贈与の直前において役員等であること／事業等に従事していたこと
- (2) 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の非課税措置の適用期限を2年（令和8年度末まで）延長する。

4 消費税

外国人旅行者向けの消費税免税制度を「リファンド方式」（免税対象物品を消費税相当額込みの価格で販売し、出国時に当該物品の持出しが確認された場合に消費税相当額を返金する方式）に見直す。

※令和8年11月1日以後適用

5 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

- (1) 防衛特別法人税を創設し、法人税額に対し、税率4%の付加税を課す（ただし、課税標準となる法人税額から500万円を控除する。）。※令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用
- (2) たばこ税について、①加熱式たばこの課税方式を見直した上で、②税率を引き上げる。※①については令和8年4月及び同年10月、②については令和9年4月、令和10年4月及び令和11年4月に段階的に実施

道府県税

税 目	納 税 義 務 者 ・ 課 税 標 準 等
道府県民税 都民税 (個人) <総合課税>	納税義務者(24条) (1) 都道府県内に住所を有する個人…均等割額と所得割額の合算額 都道府県内に住所を有する個人とは、その都道府県の区域内の区市町村の住民基本台帳に記録されている者(みなされる者を含む。)をいう。 (2) 都道府県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、その事務所等を有する区市町村内に住所を有しない者…均等割額のみ

非課税(24条の5、附則3条の3、令47条の3)

- (1) 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者
- (2) 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下の者
- (3) 均等割のみを課すべき者で前年の合計所得金額が区市町村の条例で定める額(特別区の場合は35万円×(同一生計配偶者+扶養親族の数+1)+10万円+21万円)以下の者
- (4) 所得割の非課税…前年の総所得金額等が、35万円×(同一生計配偶者+扶養親族の数+1)+10万円+32万円以下の者

所得割の調整措置…所得割の非課税措置に伴い、非課税限度額を若干上回る所得金額を有するため所得割を納付した後の所得金額が非課税限度額を下回ってしまうことが起こり得る。そのため、そうなることのないように納付する所得割額を調整(減額)する。(附則3条の3②)

<調整の条件>

(総所得金額等ー納付する所得割額)<(35万円×(同一生計配偶者+扶養親族の数+1)+10万円+32万円)
調整額=(35万円×(同一生計配偶者+扶養親族の数+1)+10万円+32万円)ー(総所得金額等ー納付する所得割額)

(注1)(3)(4)にいう扶養親族の数は「控除対象扶養親族」と「16歳未満の扶養親族」を合わせた数をいう。
(注2)(3)の+21万円、(4)の+32万円は同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合に加算する。

(注3)(3)の区市町村の条例で定める額は生活保護法8条により厚生労働大臣が定める前年の12月31日時点での級地区分ごとに異なる。

所得割の課税標準(32条)

地方税法又は政令で特別の定めがある場合を除いて所得税法その他の所得税に関する法令の規定による所得税法22条2項又は3項の計算の例によって算定した前年の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額<所得の種類>

総合課税される所得…所得税の106~111ページ参照

分離課税される所得…20~25、32~35ページ参照

<所得割の課税標準(総合課税)>

利 子 得 得 (注)	配 当 所 得 (注)	不 動 産 所 得 (注)	事 業 所 得 (注)	給 与 所 得 (注)	短 期 譲 渡 所 得 (注)	長期譲渡所得 $\times \frac{1}{2}$ (注)	退 職 所 得 (注)	山 林 所 得 (注)	一時所得 $\times \frac{1}{2}$ (注)	雑 所 得 (注)	所得 控 除	=	課税総所得金額
-------------------------	-------------------------	------------------------------	-------------------------	-------------------------	-----------------------------------	---------------------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------------------	--------------------	--------------	---	---------

(注) 分離課税の対象となるものを除く。(分離課税される所得割の課税標準は20・22・24ページ参照)

国内の銀行等から支払を受ける預金利子等は「利子割」として特別徴収により徴収されている。

上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等については、「配当割」及び「株式等譲渡所得割」が、平成16年1月1日以後課税され、特別徴収により徴収されている。(22~23、32~35ページ参照)

■年の途中で退職したとき

給与から特別徴収されている給与所得者の住民税は、退職等により特別徴収することができなくなった場合、残りの住民税は次のように取り扱う。(321条の5、321条の7)

- ① 6月1日~12月31日の退職者
本人の選択により、退職時までには支払われる給与、退職金等から一括特別徴収するか、普通徴収により本人が納付する。
- ② 1月1日~4月30日の退職者
一括特別徴収
- ③ 退職金等が残税額以下のとき
普通徴収により本人が納付する。

ここにいう住民税とは、個人の道府県民税・都民税と市町村民税・特別区民税を総称したものをいう。